

長野県多文化共生推進指針策定委員会（第2回）議事録

日 時：平成26年9月17日（水）
午後1時30分から4時まで
場 所：長野県庁 特別会議室

1 開 会

○塩川企画幹

皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中、「長野県多文化共生推進指針策定委員会」へご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、お一人、まだお見えになっておられません、ただいまから第2回の委員会を開催させていただきたいと思います。議事に入りますまでの間、私、国際課の塩川と申しますが、司会進行のほうを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前ですが、今回、経営者協会の水本専務さん、おいでになっていますので、自己紹介のほうをお願いしますようになります。

○水本委員

前回、ちょっと欠席しまして、次長の梶田が代理出席させていただきました。経営者協会の水本でございます。多文化共生推進ということで、私の立場からすれば、事業団体の集まりというようなことで、そういった立場でまた意見を出していきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○塩川企画幹

ありがとうございました。それではこれより議事に入りたいと思いますが、これから議事進行につきましては、山脇委員長さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 委員会報告書骨子案について

○山脇委員長

それでは、これより議事に入りたいと思います。前回、第1回の会議におきまして、長野県の外国籍県民の現状と課題について、委員の皆様と議論をいたしました。その際いただいたご意見をもとに、今回、改めて事務局のほうで、現伏及び課題について、整理をしていただいています。

今日の委員会では、そうした現状及び課題を踏まえて、この委員会が作成する報告書の中で、「基本目標」、そして「施策目標と主な施策」についての検討を進めていきたいと思っております。この委員会として検討した結果は、「多文化共生推進指針策定委員会報告書」

として取りまとめることとなります。

では最初に、事務局からまず資料の説明を簡単にいただきまして、その後、委員の皆さんから順番にご意見を伺っていきたく存じます。終了予定の時間が4時ということで、2時間半弱あるんですが、できればどこか切りのいいところで一度短い休憩をとって進行していきたいなと思っております。

ではまず事務局からの資料説明をお願いいたします。

○白鳥国際課長

それでは、国際課長の白鳥と申します。資料の説明をする前に、ちょっと確認をいただきたいんですけども、今回の資料は、資料の1と2と3と4と、それぞれ4種類ございますので、まずご確認をいただきたいと思います。つづつありますけれども、順番に1・2・3・4と並んでいますので。最初に委員会の報告書、それから資料2が指針の現状と課題、それから資料3がクロス集計、それから資料4が「しあわせ信州創造プラン 私たちがめざす「未来の信州」の姿」という資料でございます。ない方がいらっしゃったら、事務局にご連絡いただきたいと思います。

それで、先ほど先生が申し上げたように、委員会の報告書という形でご審議いただくわけですけども、我々といたしましては、3回目の委員会が終わったところで報告書をいただいて、それを指針として検討していくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは資料の説明をさせていただきますけれども、短時間ですので簡単に説明させていただきます。最初に、資料1の6ページ・7ページをごらんいただきたいと思います。最初に3番です。現状と課題の整理ということになっております。これは、前回、皆様方にご検討いただきました内容、これは資料2の6ページ・7ページに整理がしてございますけれども、それから県政モニターアンケート、先ほどの少しクロス集計表がございます。それから外国籍県民の意識調査ということで、資料2の4ページ・5ページに記載してございます。そういうものを総合的に検討いたしまして、今回、外国人住民にかかわる現状と課題を整理したものでございますので、説明をさせていただきますと思います。

それぞれかぎ括弧がついておりまして、8個ほどございます。それで最初に意識関係ということで、県政モニターアンケートの結果ということでございます。これについては、外国籍の方とかかわりがある方は約30%、それから外国人と暮らす社会について、「望ましい」というのは70%あるというような状況にございます。一方、外国籍県民の方からは、それぞれ、外国人に偏見があるんじゃないかという声もあるように聞いております。

次に教育関係では、やはり日本で暮らしていく上では、どうしても教育が、非常に子どもの教育ということで世代の関心が高い。それから県内の外国籍の児童・生徒数は、そこにありますように1,887人いらっしゃるということで、ブラジルの生徒もいるんですけど、減っている傾向にあるということでございます。

それから地域社会の関係においては、やはり滞在日数が長い方が多くなっているというようなこととか、地域との交流が不十分で、やはり同じ国の皆さんだけで生活しているとか、あるいは互助とか交流の活動の拠点づくりが必要であるということの声があるということでございます。

次に日本語能力については、やはり語学不足により、子どもの進学が厳しい状況があるとか、意識調査においては、やはり日本語の読み書きができない方が70%いる。それから日本語の日常会話程度の者がやはり多くなっているという状況でございます。また、日本語を学んでいる方は50%ということで、やはり日本語教室について望む声があるということでございます。

次に労働関係につきましては、調査の結果に基づきますと、採用の形態については、やはり派遣社員であるとかパートタイムが40%、正規社員については20%という状況で、やはり正規の方が少ない状況だということです。あと技能実習制度などの実態把握が望まれるということでございます。

それから医療とか社会保険関係においては、やはり調査においては、年金の未加入者は40%、健康保険の未加入者は15%ということで、前回の調査、以前から調査しているんですけども、10%くらいは減少しているということで、加入者が減っている状況であるということ。また、生活する上で、やはり必要な情報は、医療であるとか保険であるとか、年金や保険制度について、わかりやすい説明が求められていると。それからやはり県内各地で、医療機関を受診するときに言葉が通じないということで、医療を受けられないということもあって、医療通訳の体制整備が望まれるという声がございます。

次の防災関係においては、やはり外国籍県民の皆さんの意識調査においては、災害、特に地震とか洪水について、非常に不安であるという声もありました。また、実際に起きたときに、家族との連絡であるとか、どのようにしたらいいとか、あるいはそのことについて、理解する言葉がほしい。情報提供されているかというようなことも必要だということございました。また、若い方であるとか、滞在日数が少ない方については、ブラジルの方は地震がないとかよく言われますので、どんなものがわからない、そういうようなことの意味も高くなっているということございました。

次に7ページの行政に望むということの中では、ちょっとやはり行政としては、日本での生活に必要なルールを周知していただきたいという声が18.4%、それから相談体制などとか多言語化の充実が14.2%という状況でございます。また、県政アンケートによりますと、行政が力を入れるべき施策として、生活に必要なルールづくりであるとか習慣をいわゆる周知するということが最も望まれるという結果になっております。あと地域によって、やはり日本語教室の支援であるとか、生活支援等についても、取組の違いがあるという声も聞かれておりました。

今、申し上げましたこの8項目を総合的に現状と課題というものを整理いたしましたところ、我々としては、そこの次に取り組むべき課題ということで3つほど記載してございます。ちょっと読ませていただきますと、「次世代を担う子どもたちが、文化や価値観の違いを理解し、多面的な物の見方や考え方をする素地を育むとともに、外国人の存在がもたらす多様性を活用することにより、新たな地域の創造を推進していく必要があります。」。2つ目として、「外国籍県民の人権を守るとともに、地域社会へ積極的に参加できるような環境づくりに取り組む必要があります。」。3つ目としまして、「外国籍県民が、日本で生活していくために必要なコミュニケーションや生活支援を継続して行う必要があります。」というような課題を提起いたしました。

それで、この3つのことを踏まえまして、次の8ページをごらんいただきたいと思いま

す。2章の基本目標でございます。最初に若干ご説明をしたいと思いますけれども、20年後の長野県の姿「未来の信州」と記載がございますけれども、これは、資料4にございまして、ちょっと資料4をごらんいただきまして、これは、しあわせ信州創造プランということで、去年から長野県が新たにつくった5カ年計画でございます。この中に、この8ページの枠の中に4つほど記載がございますけれども、世界に貢献する信州、「豊かな」ライフスタイルを実現する信州、誰にでも居場所と出番がある信州、一人ひとりの力を引き出す教育県信州という項目がございまして、これ、資料4にそれぞれ1・2・3・4と項目がございまして、アンダーラインを引いている部分が、この記載の内容の部分ということでございますので、ごらんをいただければとありがたいと思います。

それでこのしあわせ信州創造プランをもとに、我々としては、まず県の大きな計画があって、その中に今回の多文化共生の推進指針があるという位置づけにまずさせていただきたいと思っております。その県のしあわせ信州創造プランを踏まえまして、次の四角にございます、矢印の下に、「未来の信州」を実現するための多文化共生推進指針ということで、5年間の計画にしたいという記載もございます。

それで次にその下の矢印を見ていただくと、1・2・3と3つのくくりがございますけれども、これは先ほどの7ページの取り組むべき課題を具体的に記載した内容でございます。1番目が「誰もが自立して暮らせる地域」ということで位置づけまして、コミュニケーションに関する支援をしていきたいということで、そこに記載がございます。2番目に「誰もが参加できる地域」ということで、キーパーソンの育成を通じて、外国籍県民みずからが参加する地域づくりを推進するということで、2つ目のくくりがございます。それから3つ目としまして、「多様性を活かした地域」ということで、外国籍県民の存在を積極的にとらえ、多様性を活かした長野県らしい地域づくりを推進するということで3つ目の記載がございます。

この1・2・3を総合的に検討して、基本目標ということで、一番上のその黒枠の中にごございますように、「国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かしたしなやかな地域を創造します。」という基本目標に位置づけたということでございますので、この点についても後ほどご意見をいただきたいと思っております。

この基本目標に基づきまして、資料1の9ページ、右側を見ていただくと、第3章施策目標と主な施策というのがございます。この中で、先ほど申し上げましたように、まず施策目標としては、先ほど基本目標のところでも申し上げました3つのテーマ、多様性を活かした地域の創造、誰もが参加できる地域の創造、それから誰もが自立して暮らせる地域の創造ということで、若干順番は逆になっておりますけれども、これは記載の都合ということもございましてご理解いただきたいと思っております。

それから施策の柱としまして、多様性を活かした地域の創造の中では、次世代の育成ということで、子どもたちを中心に、やはり学習支援であるとか、日本語指導であるとか、あるいは日本人の子どもたちの国際感覚の涵養ですとか、そういうようなことについて進めていきたいということでございます。

次の多様性を地域の活力に取り入れる取組の推進という柱としましては、外国籍の方を理解するというところとか、あるいは外国籍の力を地域で活かしていくというようなことを実現化していったらどうかということで記載がございます。

それから誰もが参加できる地域の創造としましては、4つの柱を立てて、1つはキーパーソンの育成、それから多文化共生の意識づくり、それから日本語学習の推進、行政、NPO等の協働の推進ということで4つの柱を立ててございます。内容については、キーパーソンは、今まで長野県において、地域のリーダーであるとか、防災リーダー、それから日本語指導者の育成ということでやってきておりますので、その方を通じて、地域でいろいろな皆さんのネットワーク化を進めるということは今まで取組をやってきまして、県の、先ほど申しあげましたしあわせ信州創造プランにおいても、県内に5カ年間で10カ所に地域をつくるというようなことも記載されておりますので、それも一つのテーマとしていきたいと思っています。

それから多文化共生の意識づくりということで、そこに記載がございましたように、やはり日本人も外国籍の皆さんを理解するとか、それから人権の問題も理解するとか、あるいは国際理解等の項目がございましたけれども、皆さんの国々の習慣も理解させるというのは必要だということで記載がございました。

それから3番目の日本語学習の推進においては、やはり今の子どももそうですけど、大人になっても日本語がわからない方が大勢いらっしゃるというようなことでございますので、やはり日本人が日本語を教えるのも当然でしょうけれども、やはりその国の皆様方のリーダーがその国の初めて来た方に日本語を教えるということで、リーダーとなって日本語の指導していただきたい。あるいは日本語教室を開いていただくということも重要なテーマでございますので、重点ということにしております。

あと行政、NPOの協働の推進というのは、やはり前回の委員会でも申しあげましたけれども、やはり今まで長野県内の行政、市町村であるとか、いろいろな皆様方と、我々自身もあまりネットワークがなかったということもございますので、そういうようなことについてもやはり促進していかなければいけませんし、また長野県には国際化推進協会というのもございますので、このネットワークを使って、地域の協会とも連動するというようなことも必要になってくると思いますので、一つの柱として立ててございます。

それから3番目の誰もが自立して暮らせる地域の創造ということで、先ほどから申しあげますように、コミュニケーション支援であるとか生活支援の問題、これ、やはりいろいろな分野がございまして、相談体制であるとか、労働・雇用、あるいは医療の問題等々ございますので、こういう柱立てにしてございます。

それから防災体制の充実ということで重点化しておりますので、これも先ほどの日本語学習と同じように、我々としてはやはり、災害が起きたときに外国籍の方が困らないようにするためのやはり必要な手段を講じておかなければいけないということで、それぞれ検討が必要ではないかということでございます。

なお、これについては、今、こういう表になっておりますけれども、次回の委員会までには、この柱立てごとに文章化をいたしまして、言葉として、どんなことが必要だ、ああいうことが必要だというような記載になりますので、本日はこの柱をある程度理解していただいて議論していただければ、こういう柱でいいのかということも議論いただければと思いますので、後ほどご審議いただきたいと思っております。

それから次に10ページでございますけれども、4章としまして、推進のための役割分担の明確化ということでございます。それぞれ、国、県、市町村、それからNPO、それか

ら事業者、県民とございまして、それぞれについての、立場立場のやはり仕事もございまして役割分担がございまして、それを明確にして、やはりお互いに協力し合ってやっていこうということで、このような形に記載してございまして、ごらんいただきたいと思っております。

最後になりますけれども、この資料の1は、1ページから5ページまで、これは、策定の趣旨であるとか、それから背景であるとか、それから長野県の経済状況であるとか、長野県の人口の推移だとか、長野県のこれまでの取組の状況、国の取組、それから自治体の取組ということで、(6)まで記載してございましてけれども、これは、今までお話ししてきたことを整理してございまして、既にごらんいただいていると思っておりますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思っております。

あと資料等ございまして、時間の都合もございまして、ごらんいただいているということで、ご説明のほうを削らせていただきたいと思います。説明については以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○山協委員長

どうもありがとうございます。今日の審議の主な目標として、長野県が進める多文化共生施策の体系の議論をしたいと思っておりますが、その前に、今、簡単に触れていただいた第1章の策定の趣旨や背景、そして現状と課題の整理に関して、もし何かご質問、ご意見があれば、最初に受け付けたいと思っております。その点で特にご意見がなければ、本来の目標に移っていきたいと思っております。はい、どうぞ。

○水本委員

すみません、資料の確認なんですけれども、2ページの県内製造業事業所数と従業員数とあるんですけれども。この従業員は6,000何百人ぐらいと。事業所が15万所あって、従業員が7,000人ぐらいということはあり得ないと思っておりますけど。実は、5人規模以上の製造業の従業員数が17万人ですから、ちょっとこの資料で確認していただければと思います。

○事務局

では後ほど確認いたします。

○山協委員長

では事務局でこの統計の確認をお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

○村松委員

3ページの長野県の人口推移のところ、これ、減少すると推計されていますって、これ、どこか、出典とありますか、何に基づいたあれでやっているのか、ちゃんと示したほうがいいですね。資料になると思うんですね。これ、どうなんですか。

○山協委員長

そうですね。はい、いかがですか。

○事務局

すみません、マイクでしゃべっていただいて、ちょっと聞こえなかったもので、すみません。

○山脇委員長

長野県の人口推移の表記に関する出典、出所ですね。どこからの引用なのかを明示したほうがいいのではないかというご意見だったと思います。これ、3ページの一番下に2行、小さい字で入っていますけど。

○村松委員

あるんですが、この推計人口をもとに、いや、よろしいです、では結構です。

○事務局

ちょっと字が小さくてすみませんでした。一番下の2番のところの国立社会保障・人口問題研究所のデータということで、もうちょっと大きくしますので、わかりやすく、すみません。

○山脇委員長

備考1・2と数字を振っているんですが、この1と2はどこを指していますか。これは別に注ではないということですかね。この3ページの統計全体が、2010年までは国勢調査で、2015年以降は社人研の推計をもとに作成と、そういう趣旨でよろしいですか。

○事務局

そうですね、ちょっと備考という表現がおかしいと思いますので、それはちょっと訂正させていただきます。

○山脇委員長

表記の書き方、再検討、お願いいたします。ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○氏原委員

8ページの基本目標のところなんですけれども、全体の部分で確認をさせていただいたんですが・・・

○山脇委員長

基本目標ですか。

○氏原委員

ええ。

○山脇委員長

ごめんなさい、2章以下はこれからやっていこうと思ひまして、まず7ページより手前でご質問、ご意見あれば、お願いします。

○事務局

すみません、会場が広くて恐縮なので、マイクを使ってもらって、このマイク、口元へ持っていけば声が出ますので、すみません、よろしくお願いします。

○山脇委員長

ほかの委員の方、いかがでしょうか。7ページまでで何かご質問、ご意見があればお願いします。

○佐藤委員

質問と申しますか、むしろ意見のほうになるかと思うんですが、6ページの日本語能力のところ、先ほどの白鳥国際課長のお話のほうで、日本語教室の拡充、もしくはさまざま、外国由来の方、外国の方が教える教室をつくるというふうな話があったんですが。やはり本当に今の既存の、もしくはそういう既存のものに対して増やすのが妥当なのか。また、長野県各地に住んでいらっしゃる外国由来の方が教える教室をつくるというのは、一つの新しい試みとして妥当ではあると思うんですけど。この点、意見というよりも、この案の最終のところにつながるものとして、本当に住んでいる人は望んでいるのか、日本語教室を。その点、ちょっと疑問に思っています。

○山脇委員長

ありがとうございました。これはコメントとして、後ほどの施策の議論の中で、また触れていきたいと思ひます。ほかはいかがでしょうか。ございませんか。はい、どうぞ。

○春原委員

6ページです。地域社会関係、そこで2つ目の丸で、地域社会と交流が不十分で、同国出身者だけで生活している地域、具体的にはどんな地域でしょうか。

○事務局

私たち担当が思ったのは、南信の、例えば阿智村の中国の皆さんとか、そういうことを若干頭に置いて書いています。

○春原委員

ありがとうございました。

○山脇委員長

よろしいですか。

○春原委員

はい。

○山協委員長

ほかにいかがでしょうか。

○小池委員

確認なんですけれども、この6ページの医療・社会保険関係なんですけれども。この丸の1番のところなんですけど、年金未加入者が40%で、健康保険の未加入者15%で、前回の調査に比べるといずれも10%以上減少しました、この減少が、前はだからもっと未加入者が多かったという表現ですか。

○事務局

そういうことですね。

○小池委員

改善できたという解釈でいいということですね。

○事務局

はい。

○山協委員長

ということは前は、年金の未加入者が50%、健康保険の未加入者が25%だったということですか。

○事務局

そうです、はい。

○山協委員長

そうすると10%減少ではなくて、10ポイント減少ですね。

○事務局

わかりました。ポイントに直します。

○山協委員長

ほかにいかがでしょうか。

○村松委員

もう1点、よろしいですか。3の現状と課題の整理の中で、アンダーラインが2カ所ありますが、このアンダーラインというのは重要だという意味合いでしょうか。それで、そのアンダーラインのものは、その2点は、このあとの具体的な施策とか、そういうほうに直結してきているという、そういう理解でよろしいですか。

○山脇委員長
何ページですか。

○村松委員
6ページから7ページにわたって、2カ所、アンダーラインがございまして。

○事務局
今の村松委員さんのご発言なんですけど、実は、これは作業の途中で出したペーパーでございまして、今日の新しい資料を見ていただいて、アンダーラインはありませんので、作業の都合でアンダーラインを入れたものを見ていただいていると思われまして、申しわけございません。

○村松委員
そうですか、失礼しました。

○山脇委員長
皆さん、事前に送付されたものではなくて、今、手元に準備されている、そちらを見てよろしくをお願いします。

○事務局
今日配った資料でご検討をいただきたいと思います。そんなに変わっていませんので、すみません。

○山脇委員長
ほかにいかがでしょうか。

○水本委員
すみません、前回、出席してないんですけども、4ページのところに長野県のこれまでの取組という形で、5年間にわたっていろいろ施策をやってきていただいたんですけども。前回説明があったかどうか、ちょっと、私、聞いてないんですけども。これらをやってきた成果みたいなのは、前回、発表があったんですか。効果といいますか、成果といいますか。

○事務局
そこまではやっておりません。前回、やったのは、資料、いろいろな、今、こういうこ

とをやっていますよっていう資料提供をして、それで、今回、どんな課題がありますかっていうテーマの中で、それぞれの委員さんからご発言をいただいておりますので、ここの事業成果というものについては、前回も今回もお示しはしてございません。

○水本委員

今後は示す予定はあるんですか。

○事務局

この委員会で示すことはできるんですけども、実は、長野県の場合は、毎年、それぞれの事業について事業評価ということで、ホームページで記載してございまして。これに基づいて、例えば監査を受けたり、決算を受けたりしておりますので、必要であれば、我々としてはそのペーパーをこの委員会に次回お出しすることはできます。今、ここでどうだこうだというと、ちょっと時間がすごくかかるものですから。

○水本委員

ただ、ほかの委員会もそうなんですけど、過去のもを評価せずにまた次の新しいものへ入っていくという傾向が、行政の場合、多々あるものですから、そこはやっぱり過去を見直しして、その反省を踏まえて次回へつなげるというのが基本じゃないかと思うものですから、できればこれも踏まえていただいて。

○事務局

わかりました。そうですね、水本委員さんおっしゃるとおり、これまでの取組の概要しかございませんので、少しそのところに長野県の成果みたいなことを記載できればと思いますので、ありがとうございました。

○山脇委員長

ありがとうございました。では次回には、この（４）のところ、この5年間の振り返りというか、成果なり、成果を上げてないことの総括というか、そういった記述が加筆されるという、そういう理解でよろしいですか。

○事務局

例えば、そこの表の上から3番目の、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけど、地域共生コミュニケーターの支援みたいなことについては、例えば現在何人いて、過去から増えているとか減っている、そういうのはできますので、そういう記述もできますし、あるいは事業評価シートというものがございまして、その中から数字を出して、前はこうだったけど、今は目標に向かってこれだけの成果が出ていますということではございますので、それを文章化させていただければと思います。

○山脇委員長

ありがとうございました。多分、その話とこの3番の現状と課題の整理と、ある程度整

合性がとれていったほうがいいのかなと思います。

○事務局

わかりました。

○山協委員長

ほかにいかがでしょうか。

○氏原委員

すみません、先ほど8ページと申し上げたんですが、8ページの策定の趣旨にかかわることなので、申しわけありません。この指針が5年間、5年後に見直しをしていくということなのか、またこの指針に基づく計画をつくられる予定があるのかどうかだけ、教えてもらえますか。

○事務局

やはり指針ということでございますので、5年って定めれば、5年たったところで評価をして、もう一度、例えば県民の皆様から意見を聞いて、次の指針にするのか、例えば計画にするのかとか、あるいは要綱にするのかとか、他県では条例というところもありますので、どうするかっていうことは、やはり、この事業を5年間やってみた、途中でも当然評価しなければいけないんでしょうけど、そういう部分で考えていく部分であって、何もなくなってしまふ、5年たったら何もなくなってしまふということではないです。それはやはり行政の継続性を考えれば、県の5カ年計画も5年たてば変えていますので、当然それと同じように継続していくということをご理解いただきたいと思います。

○山協委員長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。ございませんか。では、よろしければ、第2章以下の案について、具体的な議論を進めていきたいと思っております。何か事務局からご発言ございますか。特によろしいですか。

○事務局

はい。

○山協委員長

それでは続いて、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページに基本目標という項目立てがしてあります。大きく基本目標として3つの項目が挙げられていますが、その項目の根拠として、昨年、長野県が策定をしたしあわせ信州創造プランを引いて、そこをもとに、多文化共生分野の個別計画としてこの指針が位置づけられていることが示されています。指針と言いつつ計画期間となっていて、基本指針なのか、基本計画なのか、実は曖昧な感じがするんですが、これは、両方の性格を持たせたものであるというふうに私は伺っています。

第1に誰もが自立して暮らせる地域、第2に誰もが参加できる地域、それから3番目に多様性を活かした地域という3つの柱立てになっておりますが、この点について、意見交換をしたいと思います。どなたからでもご自由にご発言、ご意見あるいはご質問をいただきたいと思います。

皆さん考えていらっしゃる間に、私から若干問題提起したいと思います。お昼休みに少しだけ知事にお会いする時間をいただきました。知事にこの指針づくりについてご報告をさせていただいたんですが。その中で私からは、この多文化共生という分野が、長野県が進めている「しあわせ信州創造プラン」を推進する上で、非常に大きな役割を担い得るので、この多文化共生に関心を持っていただきたいということをお願いしました。

それからもう一つには、今、他県でも多文化共生のプランの指針が策定されていますけれども、その中でこの自立、あるいは参加というテーマに関しては、既に取り組みられているところは増えているわけなんです。この多様性を活かした地域というふうには、この第3の柱に関しては、市町村レベルでは、昨年、浜松市が新しいビジョンを打ち出して、その中で多様性を活かした地域づくりということを打ち出していますが、県レベルではそうした取組はないので、長野県が今回打ち出すことになれば、これは全国に先駆けの一つの新しい方向性を示すことになるというお話をしました。

知事からは、一つには、こうした指針や計画というのが、他県横並びというか、似たようなものがあちこちでできることが多いけれども、長野県としての特徴ある指針を打ち出してもらいたいというお話があり、その中で知事の思いとしては、教育県長野をさらに築いていきたいので、そうした観点から教育分野の取組に力を入れていきたいと。特に外国人の子どもへの教育に関心を持っているというお話がありました。

それからもう一つには、今、県立の大学を設置する計画をされているそうなんですけれども、海外にどんどん長野の学生を送り出し、そしてまた海外からも留学生を受け入れる、そうした大学作りを進めていきたいと思っているので、そうした観点からも多文化共生の推進に関心を持っていらっしゃるというようなお話がありました。

私は、多文化共生分野における大学との連携というのは、これからの大きなテーマだと思っていますので、今回、施策の体系の中に、大学との連携は入っていないんですが、外国人の子どもへの教育や、大学との連携を取り入れるのは、長野県らしい指針づくりとして、検討に値するのではないかなというふうに思ったところです。

ではどうでしょう、改めてこの施策目標に関して、ご意見があればいただきたいと思います。

○村松委員

8ページ、9ページ、両方ということですか。

○山脇委員長

そうですね、目標だけではちょっと議論しにくいかもしれないので、その施策の柱まで含めての、この目標の位置づけということで見ていただいてもいいかもしれません。

○村松委員

この施策目標、それから施策の柱、この辺は、必ずしも、こういう形ですっきり区切れるというわけではないだろうと思うんですけれども。多様性を活かした地域の創造の大きな一つの、それを進めるポイントというのは、この多文化共生の意識づくり、あるいはこの下に、施策にあります国際理解の普及とか、それは多様性を活かした地域創造のための欠かせない要素なんじゃないかなというふうに思うんです。これはくくり方の問題なんですけれども、この辺のところは、もう少し、例えば私の感じでは、多文化共生の意識づくりは、むしろ多様性を活かした地域の創造のほうへ入れたほうが理解しやすいのかなという気もするんですけれども。意見として、お聞きいただけたらと思いますが。これ、必ずしも、こういう形でがっちりとするということではないと思いますけれども、もう少し整理したほうがわかりやすいのかなという気がしないでもないんですけれども。

○山脇委員長

真ん中の誰もが参加できる地域の創造の中にある多文化共生意識づくりというのは、最初のほうに、第1の柱のほうに移したほうがいいのかというご提案でしょうか。

○村松委員

はい。

○山脇委員長

ありがとうございます。今の件に関してでも、あるいはほかの件でも構いませんので、まずは皆さんからどんどんご意見を出していただいて、その後、少しずつ整理していければと思います。いかがでしょうか。それでは、お願いします。

○佐藤委員

先ほど山脇先生のほうから阿部知事との対談についての話が出ました。知事に本当の意味で多文化共生を必死になってやるっていう意思が、私には全く見えない。知事に就任された当初、私とほかの私のNPOの方たちで知事を訪問し、いろいろな話をし、その後、長野県内4つの地域を回って、外国籍県民意見交換会をした経過がありました。そういうふうなものを開いてくれたときには、その後、これがどう動いていくのか、どう県の施策に反映していくのかと期待して待っていたんですが、2011年のその意見交換会以降は鳴かず飛ばず。今年行われた県知事選のいろいろな目標ですか、知事の再選後の目標というところでも、多文化共生という言葉はありませんでした。そういう点では、指針をつくるというこちらの方向は、知事の意向もあり、というふうにできるようになったとはいえ、本当言えば、阿部知事が第1期の段階から真剣に多文化共生に取り組んでいれば、松本市程度には長野県全体がよくなっているだろうなというふうなのが、まず感想としてはあります。その上で、この指針をどういうふうにつくっていくかというふうなことになるかと思うんですが。

何せ県の指針はなぜつくる必要があるか。私なりの整理でいうと、前回の会でもお話ししたんですが、今回、伊那、それから飯田、上田、そして松本、佐久の方もいらっしゃるんですか。そういった県内の各市町村が多文化共生の施策を進める上で、県のほうがちゃ

んとバックアップするよと、ちゃんと見ているよと。そういうふうな元気づけをするようなものがこの指針の目的なんじゃないか。というふうな意味でこの指針をつくるのであれば、私も喜んで協力しますよというのが、4月に小林補佐と話した内容になります。

その観点からちょっと見ていくと、先ほど山脇先生が3の多様性を活かした地域というのは、他県に先駆けて珍しいものだというのはわかったんですが。この一番、基本目標の下の方、これは2006年の総務省の公告にあった文言に近いというか、そのままというか、かなり、あまりかわりばえがしない。「しなやか」という単語は使われていますけれども、非常にこういう形容詞を使うことで曖昧になってしまう。という意味で、どうも私が本当にこれを見て、上田市の行政の人がものすごくやる気が出る方向性の指針なのか。ちょっとそういう点で、残念ながらいろいろとまだ練るところがあるんじゃないかなというのがあります。具体的じゃなくて全般的な感想です。この資料を送られてきてから何回か読み直した上での全般的な感想で。その後、今回の会議で皆さんのほかの意見も伺いながら、また意見を述べさせていただきたいと思います。ひとまずこれで終わります。

○山脇委員長

ありがとうございました。知事が本当に多文化共生にご関心があるのかということへの疑問。それからこの指針が市町村の取組を後押しするような内容になっているのかという、そういう問いかけもいただいたかと思います。ほかの方からもどんどん意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○水本委員

今の話にも出たんですけど、基本目標のところの「しなやかな地域」、この「しなやか」というふうになぜこんなことを書いたんですが。最初に読んだときに非常に違和感があった、別にこんな装飾語は入れる必要がないんじゃないかと思ったんですけど、どこから・・・。

○山脇委員長

「しなやか」というのはどこに出てきましたか。

○水本委員

一番上の黒い色の。

○山脇委員長

私も気がつきませんでした。

○水本委員

先ほどもお話をされていましたが、「しなやか」ということでぼけちゃってね。

○事務局

ちょっと担当のほうから説明します。

○事務局

最初は、私ども係でこの基本目標を検討しているところでは、この「しなやかな」というのはなくて、「多様性を活かした地域を創造します」というふうにしていたんですが。その「しなやか」という言葉が持つ意味というのは、柔軟なとか、ふにゃふにゃしているとか、いろいろな、硬直してない、いろいろなものを受け入れることができる。いろいろなものを受け入れて変化していけるような、柔軟というような意味がありまして。その多様性を活かして、地域としてこう柔軟でいろいろな文化を受け入れられるような、そういう地域というふうに形容したほうが、多様性を活かす目標として考えたときの地域というものを想像したときに、こういった形容詞を入れたほうがかえってわかりやすいかなと思ひまして、私どもとしては一応入れさせていただきます。趣旨とすると、いろいろな違いをみんなのみ込んで、それをこう一旦は受け入れて、それをこういいものはいいていう形で吸収し、変容していくというんですかね、そういったその意味を込めて「しなやかな」という言葉を入れたところです。

○山脇委員長

先ほど佐藤さんから違和感があるとおっしゃったのは、聞き逃してしまったのですが、この「しなやかな」でしたか。

○佐藤委員

そうですね。行政の方が、最近、こういうあえてやわらかい形容詞を使うというのは、わかっているんですけども。必ずしも大反対というわけではないです。「しなやか」という言葉に強さというのが当然入るので、その点で使うのもおもしろいかもしれません。

○山脇委員長

ありがとうございました。この「しなやか」に関してでも結構ですし、それ以外でも結構なので、何か気づいた点、あるいは気になった点があれば、どんどん出していただきたいと思います。

○水本委員

8ページの3番目の多様性を活かした地域、これについて、「外国籍県民の存在を積極的にとらえ、多様性を活かした長野県らしい地域づくりを推進する」という、これについては、非常に、私、いいとは思いますが。ただ、その前段にあるその説明が、「活躍できる社会を目指す、女性や高齢者も活躍できる社会に変わっていけるような、多様性を受け入れることで社会のあり方を見つめ直す」といった視点を入れるため」というんですが、これ、言っていることがよくわからないんですが、どういうことなんですか。

○事務局

多様性というのは、外国籍の県民の方だけじゃなくて、女性や高齢者を活用するというのも多様性の活用ということになるわけですけども。結局、その外国籍の方を地域の

活力として、その地域が活用していくという取組を増していくと、それは外国人の方が働きやすいような社会に変えていくという努力、努力というか、そういう試みをすることによって、女性や高齢者の方も働きやすい、暮らしやすい社会に変わっていく。外国人の方とともに暮らす社会を目指すことによって、女性や高齢者が活躍できる社会にも変わっていかないと、そういう視点でございます。

○水本委員

それはもう活躍した後の結果ですよ。効果というか。

○事務局

いや、そうではなくて、外国籍の方が活躍できる社会を目指すことによって、地域社会自身が変わっていく必要が生じてきて、そういうその配慮というか、取組をすることが、高齢者や女性が働きやすかったり、暮らしやすかったりする配慮にこうつながるといいますか、物の見方が広がるといいますか。そういうその外国籍の方が活躍いただける社会をつくることによって、いろいろな方が暮らしやすい社会をつくれる見方ができるようになる。そういうような意味です。

○佐藤委員

私の解釈で、すみません、申し上げますと、多文化共生の非常に重要な一つの要素に、障がいがある方、そしてあまり発言権がない子ども、そしてやはり昔は大活躍していた体が弱い高齢の方、そういった方も外国の方も一緒になって文化をつくっていくというのが、多文化共生の本質の第一だったのかなだとは思っています。その点、日本語はちょっとわかりにくいですけど、ここに書いてある内容は、私は理解はできます。

○山脇委員長

この文章は、少し日本語がこなれてない感じで、このままだと、多分、通じにくい表記になっていると思いますが、趣旨としてはご理解いただけるでしょうか。

○水本委員

私のイメージしたのは、要するに外国の県民の方が、インバウンドとかそういう外国人の皆さんが来る時の通訳をやっていただいたり、いろいろな場面で活躍していただくという場面を見て、女性や高齢者もそういうふうにもまた意識が変わっていくのかなというようなイメージなものですから。

○山脇委員長

女性や高齢者の意識が変わるといえるのはどういうことですか。

○水本委員

いやいや、私、外国人の皆さん、あれだけやっているんだから、私たちもっと頑張ろうとかいう、生活の意識を変えようとか。そういう、要するに、何ていいますか、刺激にな

るんだというような、そういう刺激になるような存在にまた、外国人に方になってもらいたいというふうに思ったんです。

○山脇委員長

そういう面もあると思うんですが、例えば企業で考えたときに、外国人を雇用することで、例えばその外国人の従業員から、夜にすごく残業が多かったり、会議が遅い時間に入ることに對して、昼間の時間にやったらいいじゃないかという意見が出て、そういう会社のあり方は変わるとすると、結果的に女性にとっても働きやすくなるということがあります。あるいは外国人従業員から、女性が差別されているとか、きちんと処遇されていないと声上がることで、またその会社のあり方が変わるとか、これは一つの会社の中の例なんです。おそらくそうしたことが地域社会でも起こり得るという観点も入っているのではないかと私は理解しました。

○事務局

すみません、ちょっと解説させていただきますけど、この8ページの下に書いてある3つの項目の記載事項、これについては、あくまで今回の基本目標をつくるための記述でございまして、次の3章の施策目標というところには当然出てくるんですけれども。その中で、今、水本委員さんがおっしゃったような記述方法にするのか、あるいは先ほど佐藤委員が言われたような記述方法にするかということは、また事務局で山脇委員長と相談しながら考えてまいりたいと思いますので、この場でご意見いただいたことを参考にさせていただきますので、皆さん方のご発言をいただければありがたいと思います。

○山脇委員長

この表記がそのまま報告書に掲載されるということではなくて、あくまでこうした目標立てをした、その理由の説明ということでよろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○笠原委員

今の3番の多様性を活かした地域に関することなんです。実際、私、今現在、帰国者の方の通訳と、あと就労支援などもやっております、その際、この帰国者の方を、比較的受け入れてくださる会社、企業さんというのは、障がい者を受け入れる企業さん、それから母子家庭のお母さんを受け入れていらっしゃる企業さんというところがほとんどなんです。それで、こちら、今のここの記述が、外国の方がまずそういう場で活躍していただいて、それで高齢者の方も女性の方も活躍できるような場所ということなんです。今の実情としては逆になっているんじゃないかなと思います。実際、この2カ月で2名の方が就労ができましたが、いずれも障がい者の方がいるところ、それから母子家庭のお母さんを企業さんが雇用してくださる、名乗りを上げてくださった企業さんに雇っていただいたという経緯がありますので、またその辺も考えていただければありがたいです。

○山脇委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○井田委員

1番なんですけど、誰もが自立して暮らせる地域の中に、個人の意見なんですけど、ここはコミュニケーション能力を中心にして書いたんですけど、でも自立の言葉で外国人が聞いて、いいと思うのは、日本語能力だけじゃなくて、例えば専門のポテンシャルみたいですよ、介護の仕事とか、例えば自営したい人とか、そのところにも支援が必要だと思います。何か日本語をできる人、外国人たちに、次のステップを支援することが必要だと思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。自立を目指すには、日本語の支援だけでなく、その次のステップとしても、雇用であったり、就労であったり、そうしたところまでリンクさせた、そういう支援が必要ではないかというご意見だと思います。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

先ほど佐藤委員から、果たしてこの県の指針ができたときに、市町村の取組を後押しするものになるだろうかという問題提起があったんですが。市町村からいらしている委員の皆さん、何かもしその点で、感想というか、コメントがあればいただきたいと思います。この県の指針が市町村からはどう見えるか、お願いします。

○返町委員

長野市の返町と申します。先ほどのご意見も踏まえてのお話なんですけれども、私としては、各自治体、あといろいろなNPOさんですとか、外国籍の皆様を支援する団体・グループが、県内もしくは国内に多々活動する中で、長野県さんがこういう指針という形で整理していただく、目標を示していただくというのは、とてもありがたいことだというふうに私は思っています。

ただ、佐藤先生もおっしゃった、こうした方針が、やる気が出るだとか、元気を出せるような内容にというのは、これからこうした各専門の委員さんが集まっている中で組み立てていく、レベルアップしていく、ブラッシュアップしていく、そういったところで、私は今回の指針の策定というものを評価させていただいております。

それは私の個人的な意見としまして、引き続きちょっと質問というような形で、議長さん、質問してもよろしいでしょうか。

○山脇委員長

はい、お願いします。どうぞ。

○返町委員

この指針を充実させるためにも、第3章のこの組み立てというのはとても大事だと思いますし、自治体としては、こういったものをよりどころに、それぞれの地区の実情に合わせて施策を充実させるとか、新規施策を取り込むとか、そういった流れになっていくんだなというふうに思っています。

それで、ちょっといろいろなところへ飛んでしまっていて大変恐縮なんですけれども、まず、今ほど、井田さんのお話にもあった8ページの基本目標検討の要素の1番の中で、コミュニケーションというのが、この文言からすれば主なところだと思うんですけども、それに対応するところが、多分この第3章、9ページでいう、真ん中にあります日本語学習の推進（重点）というのが、このコミュニケーションについての記述なのかなというふうに思います。そうすると、これは、9ページでいくと一番下の誰もが自立して暮らせる地域というところに、これは施策の柱として入ったほうがすんなりいくのかなという意見です。

それでその日本語学習の推進の主な施策のほうは、日本語教育推進のあり方検討とあるのですが、そのほかの施策は、支援ですとか、実施ですとか、育成、推進ということで、前向きな表現になっているんですけど。このあり方検討というのがどういうことを意味しているのか、もっと充実させるということであれば、日本語教育の推進だけでもいいのかなと思うんですが。この辺、事務局さん、もっと深い意味があるようでしたら教えていただきたいというふうに思っています。

またちょっと戻りますが、この日本語学習が、一番下の誰もが自立して暮らせる地域の創造に入るということであれば、このコミュニケーションというところに入るんだろうなと。そうすると、今、コミュニケーションっていうのがクローズアップされているので、そうしましたらコミュニケーションと日本語学習の推進というような枠組みと、今、一緒にコミュニケーション・生活支援とありますが、生活支援は別立てにしたほうが、このコミュニケーションというのが、8ページの記載のとおり、クローズアップ、表に出てくるのではないかと、ちょっと技術的な話で大変恐縮なんですけど、そんな意見を持ちました。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。9ページの、今、参加の中に位置づけられている日本語学習の推進というのは、3番目の自立のほうに位置づけられたらどうかと。そうすると、それとコミュニケーションを一つにまとめて、生活支援というのはもう一つ施策の柱として別立てしたほうがいいんじゃないかという、そういうご意見だったと思います。

それからあと一つ、事務局への質問として、主な施策の一覧の中で、大体、実施とか、推進とか、支援とか、充実、前向きな表現が一応並んでいるのに、ここだけ検討という表記になっているのはどうしてでしょうかというご質問だったかと思えます。お願いします。

○事務局

日本語教育推進のあり方の検討とは書いてございますけれども、あくまで我々としては、さっき佐藤委員さんがおっしゃられたように、日本語教室をどうしていくかということについて、まだ議論が不足していると思います。それで、いろいろな日本語教室の現場に行ってお話も聞いたりしてはいるんですけども、実態はある程度わかっています。ただ県としてこれからどうするかということは、我々でちょっと決めかねておりますので、この場で皆さん方に議論をいただきたいと思っております、このような形にしてございます。ですから、具体的な意見を言っただけならば、次回までにはこの検討という言葉がきくと、もっと促進になるのか、あるいは支援になるかということになると思っておりますので、そ

の点について、皆さん方のご意見をいただければありがたいと思います。

○山脇委員長

そのご意見というのは、この場でということになりますか。

○事務局

この場でもよろしいし、我々に直接お話ししていただいてもいいんですけども。いわゆるどうすれば一番いいのかということ、やはり県としては、もちろん日本語教室を進めていく上では、支援をするということが一番理想なんでしょうけれども、この厳しい財政状況の中でどこまでできるんだということもありますし、それから皆さん方の、やはりNPOの皆さんのご協力をいただきながらということもありますので、そういうような面をご議論いただければありがたいということでございます。

○山脇委員長

ありがとうございました。冒頭、佐藤委員からも、日本語教育のあり方に関しては、一つ問題提起があったと思います。ここで議論ができたらと思いますが、日本語の問題以外で何か、今までご発言されてない委員の方でご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○征矢委員

松本市の征矢です。今回、私も読ませていただいて一番びっくりしたのは、基本目標の3番目に、「外国籍県民の存在を積極的にとらえ」という一文が入っていたということです。自立の促進と地域づくりへの参加と、それから積極的な外国籍住民の方とのやりとりというところは、非常に長野県としてもものすごく進んだんではないかなと、すばらしいなと思いました。

松本市といたしまして、県の施策などの中では、私どもが進めていくのに何らかの形でこう入ってはいくのかなと。特に外国籍児童・生徒の学習支援というところも、主な施策のところにも位置づけていただいてありましたし、コミュニケーションの支援ということで日本語ということも先ほど述べられていたということには、安心をさせていただきました。中身については、またいろいろと意見、やりとりができるかなとは思っておりますので、またそれは後ほどになるかと思えます。

2点ほどご提案なんですけれども、誰もが参加できる地域の創造ということなんです。これ、私ども松本市でも、在住の外国人を入れた協議会というものがあります。こういう施策をつくっていく会議の中でも、やはり外国籍の方、何年も日本に住んでいらっしゃる方でも、会議というところに参加されるのはとても大変だというご意見がありました。やはり事前に、こういうところをお話ししますので、どういうところにご意見をくださいとか、そういうちょっと一歩手当てをしていかないと、しっかりその誰もが参加できる地域の施策をつくっていくことは難しいのかなと思っています。ですので、ちょっとそんなようなニュアンスを、この2番目の施策のところに入れていただくといいのかなと思いました。

それからもう1点、医療通訳の体制の確立というのが3番にあるんですけども。私もその医療通訳に関しては、全く手がついていない状況です。やはり医療というところになりますと命にかかわってくるので、通訳される方もボランティアだけでは非常に難しいと。言語も非常に専門的なことが出てくるし、終末というか、最後の緩和ケアとか、そういう本当に最後に向き合うときの通訳の方のつらさというようなこともいっぱいいただいていまして、非常に手がかからない状態です。

そんなときにちょっと思ったんですけども、もう少し医療機関のほうの方が、もうそういうユニバーサルなサービスの提供を考えていただけるといいなと思いました。東京オリンピックに向けていろいろな電子機器、スマホや何かでも通訳の機械とか、いろいろな技術も開発されているというふうに聞きますので、そういったところをこう事業者の方が使っていただけるようなことができないかというふうに思いました。

そういった中で、これ、ちょっと第4章になっちゃうんですけど、10ページのほうの事業者の役割の中に、事業者の方からもそういったサービスの提供、ユニバーサルな形のサービスの提供を考えていただけるような、一文を入れていただいてもいいかなと思いました。多文化共生に配慮したサービスも、顧客として提供するというようなニュアンスのところが入っていただくと、ありがたいなと思っています。それは、単に住んでいらっしゃるかただけじゃなくて、今度は県のほうでもグローバル化になったり、域内需要だとか、インバウンドだといって観光客の方を取り込まれたりというようなことも柱に入っていますので、決して、それは長野県としてすごくいい取組になるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。私のほうではこの2点を。

○山脇委員長

ありがとうございます。ここで休憩を少し挟みたいと思うんですが、今、長野市、松本市とご意見をいただいたので、あと飯田市の委員からも、市町村から見た県の指針について、一言いただけるでしょうか。

○氏原委員

飯田市も平成19年に基本方針を出して、24年に計画まで一応何とか出させていただいているんですが、今回、長野県さんの3番目にある多様性を活かした地域というところを、計画の中に入れていますが、具体的にどのようなことをするかというのが全くない状況ですので、県としてこのような形で出していただき、こちらも参考にさせていただきながら、市のほうで計画を実行していきたいと考えています。

今、高校進学をする外国人の子どもたちが非常に多くなってきており、グローバル社会のバイリンガルの子どもの育成というものに力を入れることにより、世界に貢献する信州という大きなところも結びついてくるのかなと思うと、そういった子どもたちの育成が重要かなと思います。一方ではまだまだ、高校進学に苦労したり、定時制しか行けないという子もいる等の現状がありますので、そちらにぜひ力を入れていければなと思っております。

もう一つ、具体的にどこにというのはわかりませんが、高齢化の問題が出てきているかなと思います。帰国者の方が多い飯田・下伊那地域では、二世、三世も既に60代

を超えてきています。そうなるとう非常に雇用の関係も難しく、いずれは生活保護になるのではないかとこのような方がいらっしゃいます。社会保障の問題、もちろん年金加入とかあると思うんですけども。そういったところも含めて、今のうちにこう何とかしていかなければいけない課題など抱えていると思います。それが誰もが自立して暮らせる地域の創造の中に入るのかどうか、コミュニケーション・生活支援のほうに、位置づけられるのかなと感じています。

○山協委員長

どうもありがとうございました。それではここで休憩をとりたいと思います。3時半に会議を再開したいと思います。

(休憩)

○山協委員長

それでは会議を再開したいと思います。あと1時間なんですが、この後は、もう既に何人かの方に、触れていただいているんですが、10ページの役割分担も含めた議論をしたいと思います。それで、最初に前半の議論で少し取り上げた日本語学習の推進に関して、もう少し突っ込んで意見交換をしたいと思います。会議の冒頭で問題提起された佐藤さんから、もう少し、先ほどの発言がどういう趣旨だったのか、ご説明いただいてよろしいですか。

○佐藤委員

ある程度、内容の面からになってしまう面はあるんですが、今現在の、ここ数十年の日本語、住んでいる方たちへの日本語教育というのは、私が在籍している信州大学で、1週間に18時間ですか、それぐらいの集中指導を4カ月続けて行うような、恐ろしく贅沢なものにかかるので、日本語の、いわば教えるスキルもしっかり勉強したことはあまりないと感じるような方たちが、週に1回、大変な努力で公民館などの場所を借りながら続けている日本語教育が主流になっている。その現状自体がまがいものであるという気がするんですけど、本当に、例えばここにいらっしゃる上級レベルの方たちですと、行ってもあまり勉強にならないとは言いませんが、本当にプラスになるものではあまりないと思う。

例えば県のほうの施策として行っている、県のキーパーソン、多くのキーパーソンが日本語を外国由来の人に教えるというものであれば、ある程度効果的だとは思うんですよ。そういったものはやはり非常にまれで、上級レベルの人がしっかり勉強したり、何より本当に勉強しないでずっと働いていても、何とか生きていける。それでも20年生きている方はいらっしゃるわけです。

これはドイツだったり、移民系の先進国の場合ですと、やはり公的なテスト、ドイツ語のテストを受けて、ある程度のスコアをとらないと、生活保護やそういった社会保障が切られるそうです。やっぱり厳しくそういうものもあり、逆にこれぐらいのスコアをとると、永住権であったり、そういったものが、これが3年になるよという餡があったり。そのレベルの話をもう本当に現に先進国はやっているわけで、日本の場合、それはまだ夢の話で

ありますが、多文化共生基本法といったものでつくっていかなければならない。ただその前に、県として何をしていくかということになると思います。

それで私がこの場でじっくり日本語教育の話をしようにいっても、それは時間的にも無理だと思うので、可能であればやはり、どういうふうな現状でできる日本語教育が大事なのかというワーキンググループなどを国際課中心につくっていただいて、今回の指針に関しては、日本語教育が重要なのは、それは今まで支えてくださっている教室、そしてその教室を貸してくださっている公民館、そういった人たちに、さっき言いました元気づけて、優先的にそういうふうなものを無料で教室運営をしていただけるであったり、そういうふうな位置づけぐらいしか間に合わないんじゃないか。どういふ日本語教育か、あり方を検討した上で、この指針を書くにはちょっと難しいんじゃないか。それが最初に歯切れが悪く言った理由でもあります。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。この日本語教育推進ということを公的に考える上では、国の役割の議論が不可欠であろうということが一つポイントと、それから2番目には、この検討ということで、この会の中でできたとしても、時間の制約があるので、この点に関しては、本格的な検討の場を設けたほうがいいんじゃないかというご意見だったと思います。事務局案の、この日本語教育推進のあり方検討というこの検討の趣旨は、庁内での検討ということなのか、より開かれた、例えば愛知県の場合、昨年度、地域でいろいろな教育関係者が集まって、地域日本語教育の指針を策定したりという事例もあるんですが、どのようなイメージでいらっしゃるんでしょうか。

○事務局

今、山脇座長さんがおっしゃられたとおり、我々としては、愛知県の今回の改正された要綱というか、あれはプランですね。プランの中に一番重点的に書かれていた中に日本語学習ということがございましたので、愛知県はこれからいろいろな方々の意見を聞いて進めていくというようなこともありますので、さっき佐藤委員さんが言われたように、方策もあるかもしれませんが、ちょっと時間をいただいて検討していきたいと。今時点でちょっと、どうしろこうしろとなかなか言うことが難しいんで。

ただ、我々は今年から文化庁の委託を受けて、日本語学習のためのリーダーの養成であるとか、あるいは日本語教室の開催であるとか、そういう事業をいろいろなところでやっていこうと思って今進めており、リーダー研修会は7回で終わりました。これから地域の皆さんがその現場に戻って、日本語教室を開催して、どんなふうに行っていくのかというものを検証して、どうするかということも活かせるのかなと思いますので、そのこともこの指針の中に記述できればいいかなと思っています。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。私にご紹介したのは、愛知県で今年の3月に「多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」という、地域日本語教育に特化した指針を策定していますので、長野県にとっても参考になるのではないのかなと思ってご紹介

させていただきました。では今の日本語教育の課題に関して、他の委員からもご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○村松委員

上田の場合は、現在、ボランティアレベルで7つの日本語教室がございまして、これ、上田においては、そのボランティアの皆さんが教室を開いているというのは、大変意義あることだと思っております。大体対象は、N2とか、N3とか、そういうものを対象にしてやっておるんですが。一番問題なのは、やはり教える、その日本語をボランティアとして教える人の育成がなかなか継続性がないということでもあります。ただ、ここで言う日本語の学習の推進というのは、学習の場というのが多様なんだろうなど。いろいろ、先ほど佐藤先生のようなお話から、我々の言っている市町村の現場レベルまで、いろいろあるかと思うんで、そういうものを含めた上で、県としてどういう考え方でそれに対応していこうかというようなことをお考えになっているのかなという、そんなふうを受け取ったんですが。もう少し、私たちとしては、実際に動いている、毎日動いている事業でございまして、もう少し前向きの、みんながそれこそ県と一緒にやっっていこうというような気持ちになれるような何か方向性を出していただければ、大変ありがたいとそういうふうに思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。日本語教育の推進に関して、ほかにご意見のある方、いらっしゃいませんか。

○賀沢委員

日本語教育の推進に関して、小諸市では日本語指導をするボランティアのための日本語指導者育成講座があります。その事業は市の事業だと思っておりますが、たとえば県からこのような育成講座を開いていただければ、もっと大勢のボランティアの方が参加できると思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。日本語教育に関して、ございませんか。もしほかになければ、時間も限られていますので、日本語教育に限らず、それから10ページ目にある各団体の役割分担の議論も含めて、ご意見いただきたいと思っております。休憩前のときに、事業者の役割のところ、病院なども想定した役割分担に関するご意見もいただいたかと思っております。個人的には大学というのも一つ入れてもいいのかなという意見は持っているんですが、皆さんのご意見を待ちたいと思っております。それ以外でも結構ですので、ご意見いただきたいと思っております。

○佐藤委員

すみません、何度も、信大の佐藤です。これ、今の座長さんのお話にもありましたように、この9ページの施策の柱の2番目のレベルで、大学との協働というのは、行政、NP

○などの協働の推進と同様に入れてもいいことなんではないか。そしてそれは、長野県の指針の一つの大きな目玉にもなるのではないか。というのは、信州大学が2年連続で地域貢献度日本一というふうに「日経グローバル」という雑誌に認定されており、実はベスト10の中に長野大学と松本大学も入っているんですね。ですから、長野県の大学というのは、全国的に認められる、恐ろしく地域貢献度が高い大学がそろっているわけです。そういうメリットを生かした指針であると、十分に周りにも大きなインパクトがあるのではないかとことはありますし、今、座長さんがおっしゃったように、この10ページの役割分担ですね。役割分担のレベルでも大学というふうなものを入れてもいいのではないかと。これをちょっと非常に強くこれから申し上げたいと思っていた点なので、以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○春原委員

ちょっと本筋からずれるかもしれませんが、この9ページの右側のところで、主な施策というところ、これについては、具体的なものがここにまた、これも右側にもまた出てくると思うんですが、具体的なものですね。そういうとき、県と市町村との協働というようなことがあり得るか。地区によってはそういう協働を求めている自治体もあると思うんですけど、そんなことが実現できるというのを考えています。

それからあと、医療通訳というようなことでいうと、病院がやはり出てこないと話が実現しません。全県で病院が一つの組織であるんだとすれば、県立病院もあるかもしれないし、それから厚生連ですね。厚生連は全県にあちこちに病院を持っていますので、そういう連携ができるというふうにそんなふうに思いました。

それからあと、2025年問題というのは、最近、よく言われますが。外国人、定住者は、確実に年をとって行って、その高齢化が進んでいるわけですね。その方々のことも、高齢者の位置づけで何か対策をとられていかないと、そこに漏れが出てしまうのではないかとそんな気がしています。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。一つは、この施策の体系で、目標、柱があって、主な施策があって、これが計画であれば、当然、この施策の下に事業がこう入って、何年度にかけて実施するとか、そこまで記載されると思います。指針だと、普通はそこまでは書き込まないことになるかと思いますが。今回のこの指針では、前者なのか、後者なのか、その点は、まず事務局に確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○事務局

次回、施策の柱プラス主な施策という部分、この表までは出したいと思いますが、具体的な事業内容は、お見せするか、あるいは資料にするか、その辺は検討させていただきますけど。やはり方針ですので、あまり細かなことを書いてしまうと計画となってしまう感じもしますので、ある程度の部分に押さえたいと思います。

それでさっき春原委員さんおっしゃったとおり、県と市町村とか、かかわりのことについては、我々、県の立場でできるものと市町村の皆さんの協力をいただかなければできないものはたくさんありますし、現にいろいろな研修会、例えば防災研修会、今、やっていますけれども、これについても県だけではできません。市町村の皆さんの協力をいただいて、外国籍の皆さんもご協力いただいたりしておりますので、当然、これは県と市町村のやっていくべきことだと思いますので、一緒にやりましょうということになっていくと思いますし。それから医療の問題についても、先ほどいろいろな病院のご紹介ございましたけれども、我々としたら、やはりいろいろな地域で外国籍の皆さんの意見を聞くと、やはり病院に行って診療を受ける気にならないとか、そういう言葉が非常に多く伺っておりますので、県内には医師会とか、それから病院協議会とか、いろいろな団体もごございますので、健康福祉部というところも庁内には主管している部門がありますので、そういうところと連携をして、今後、医療通訳、あるいは医療の問題についてどうしていくのかということについても、具体的に現場の皆さんの話を聞いて、我々がどうすべきかということ判断をしていくべきだと思います。

高齢化の問題については、やはり今、長野県は長寿日本一ということでございますから、どうしても高齢化の問題というのは切って切り離せない問題ですから、当然、その中で、県としても議論しておりますので、その中に外国籍の皆さんも当然入れていただく、県民ですから。それはそういうことだと思いますので、そんなような方向で進めたいと思いますので、ちょっと補足だけさせていただきます。

○山脇委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。役割分担のところですが、国、県、市町村、支援者・NPO、事業者、県民、それぞれのところの役割分担のイメージですね。皆さんが想定されているものと重なっているのかどうかご確認いただきたいと思います。支援者・NPOとありますが、これはNPOだけでもいいのかなという感じがします。皆さんから見た県の役割ですね、これでいいのか。あるいは市町村の皆さんにとって、この市町村のやるべきことはこういうことでもいいのか。NPOとして、自分たちがやることはこれでいいのか。あるいは事業者の役割はこういったことでもいいのかですね、確認をしていただきたいと思います。

○村松委員

たびたび発言してすみません。事業者のところですが、ここに書いてある外国人労働者の人権の尊重とか労働関係法令の遵守というような内容というのは、これ、ごく当たり前のところで。これ、これが事業者の役割分担ということはないと思うんで。むしろ外国籍の県民の雇用だとか、活用だとか、何かそういうものをぜひ入れていただきたいと思うんですが。これはちょっと、ここに書いてある事業者のは、ごく当然すぎて、これは当然の話だということになっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、お願いします。

○山脇委員長

例えばその外国人を積極的に雇用するとか・・・

○村松委員

雇用するとか、活用するとか。

○佐藤委員

同様に、ここに先ほど井田ピムテープさんから話があったスキルの指導、やはり日本語はできる、日本語はあんまりできなくても、とにかくスキルがないことには採用がされない。企業のほうが何らかの形で、助成を受けながらも、外国由来の人のスキル養成に協力をしてくれるっていう体制ができれば、非常に有効かなとは思いますが。

○山脇委員長

今、企業への期待も含めてご発言があったかと思いますが、このあたり、経営者協会としては、何かコメントがあればいただきたいと思っています。

○水本委員

既に外国人の方を雇っているところは、仕事、随分やっていますが、当然、スキルの部分も指導していかないと思うものができませんので、そういう意味では、簡単な作業からもう少し複雑な作業まで、レベル間はあると思いますけれども、当然それは連動しているものだというふうに思っています。

それから、今、おっしゃられた人権、それから労働関係法令の遵守、これは至極当然のことであるというふうに私のほうも認識しております。

それから、病院の関係というような話がありましたけど、ちょっとこれは何でしたか。

○山脇委員長

病院の医療通訳に対しての整備に当たって、病院とも行政が連携して取り組んでいくべきだというご意見が先ほど出ました。コメントはよろしいですか。そうですか、はい、ありがとうございました。

○水本委員

それと、すみません、既に日本のものづくりの企業は海外に、特に東南アジアに出ていますので、そこら辺の現地の職員とコミュニケーションもかなりとれていると思います。そういったものをまた日本のほうへ持ってきて、そのノウハウをまた生かしていくというようなことも必要というふうに思っていますし、現に企業さんでもやられているというふうに思っています。

○山脇委員長

今のに関連してなんですが、留学生の採用に関しては、長野県では何か、ネットワークはありますか。

○水本委員

一時期、中国へ進出した時期には、中国人の学生さんを採用して、現地の管理職なり何なりにしたいという動きは、かなり前ですけどありました。最近も、やはり、最近ではベトナムですとか、インドネシアも結構出ていますので、そこら辺の国も、やっぱりあることはあると思います。ただ、具体的にではどの国のどういうレベルということは、情報としては持っていませんけれども、ニーズはあると思います。

○山脇委員長

ありがとうございます。企業の役割に関して、あるいはほかの主体に関してでも結構なんですけど、ご発言ありますでしょうか。

○笠原委員

すみません、10ページの役割分担の明確化で、ちょっと私の理解力が不足している部分もあると思うんですが、県民で、外国の文化や生活習慣などの理解、その他書いてありますが。多文化共生ということでは、県民というと、外国籍の方も全て県民に入るというふうに理解をするんですけれども。その場合は、誰もが自立して暮らせる地域ということであれば、外国籍の方にはコミュニケーションの支援も、ルールですとか、文化・習慣等を教えるですとか、そういった講座を開くですとか、そういった支援が必要かと思うんですが。同じく長野県民として、日本国籍、日本人として暮らしている方たちには、一緒に暮らしていく県民としての、外国の方への理解ということで、同じ県民として、それぞれの方面から勉強なり知識の共有なりをしていくような見方をしたほうがいいのかなと思うんですが。

県民、例えば日本人の方の県民でしたら、近所に外国人がいるんだけど、どうやってコミュニケーションをとっていいかということがあれば、公民館なりで、その国に関する、文化や習慣の違いに関する講座ですとかを開いたりですとか、交流会を開いたりですとか、あるいは企業さんでしたら、外国籍の方を雇うに当たっての注意事項ですとか、積極的に雇えるようにバックアップするというような説明会ですとかを開いて、一緒に共生していくということをしていったらいいのかなと思うんですが。

○山脇委員長

ありがとうございます。ちょっと10ページだとそこまで具体的に書かれてないんですが、9ページだと、真ん中の多文化共生の意識づくりを具体的に進める事業として、今、ご提案されたようなことを、県や企業などが、取り組んでいったらどうかという、そういうご意見だったと思います。

○佐藤委員

先ほど私が10ページで大学というふうな区分けを持っていけばと言いました。今の意識づくり、そして国際理解の教育、企業への情報周知、そういったものが大学の役割として、依頼をしていることですし、これはほかの委員からありました、日本語を教える、教える方の講座というのは、こちらにいらっしゃる春原さんがANPI（長野県国際化協会）の事務局長をやったときに、大分なさってはいたんですが、やはりなかなかつながらない。

それよりも大学に、いわば個々のボランティアの養成ではなくて、ボランティアを束ねるコーディネーターの養成ですね。システムコーディネーターなり、それぞれのその市のコーディネーターであったり、そういったものの養成は大学に、人材の育成というのは県のところにこれは入っているんですけど、求めてもいいことではないか。それぞれ、松本大、長野大などで頑張っていて、信州大学も含め、養成をしていくことは、そういう学科があるところもありますし、十分をお願いをしてやっぱりここも求めていいことではないかというふうに考えます。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。今、大学の役割として、一つは県民への啓発のような役割、それからもう一つは人材の育成ということでしょうか、ご指摘がありました。ほかにかがでしょうか。

○征矢委員

今、大学ということで、せっかく大学の資源がありますので、利用するというのはすごくいいかと思えます。資源ということで申し上げますと、例えばちょっと私も新聞を読ませていただきましたら、上田のそのビジネス専門学校では、日本語教師の育成とかもやっていますし、松本市のほうのそういった専門学校でも、プロとしての日本語教師の育成なんかもやっていますので、きっと県内にたくさんそういう資源があると思うので、教育機関といいますか、そういったところも積極的に利用していくような取組を進めていくのかなと思いますので、それは支援者の関係になるのか、プラス教育機関というんですか、そういったものになるのか、そういうテリトリーも考えてもいいかなと思います。

○山脇委員長

大学だけでなく専門学校も十分貢献が期待できるんじゃないかと。はい、ありがとうございます。ほかにかがでしょうか。

○返町委員

今ほど3委員さんの意見に賛同するような形で申し上げますけれども、一番下の県民のところの書き方の中で、「対等なパートナーとしての認識」というのがあるんですが、これは、多分、地域で、特に同じ地域の外国籍の方が、協働して理解をしながらともに安心・安全な生活するというようなところを目指すものだと思うんですが。対等なパートナーとなると、自分がいて、相手がいてというような、やはり両者、永遠に別々みたいな感じを私は受けましたので、例えば、ちょっといい言葉が出なくて発言を控えていたんですが、いまだにいい言葉が出てこないんですが、例えば地域コミュニティへの、円滑な受け入れというか、受け入れ促進とか、そういった、地域でも受け入れるし、外国籍の方もその地域に溶け込んでいく、そういうような言い回しのほうがいいのかないかなというふうに思いました。その地域コミュニティへの参加促進なりを市町村に、この場合、入れるのもいいのかなと思ったんですけども。それよりは、行政というより、やっぱり地元の皆様の役割というような書き方のほうがいいのかないかなと思って考えております。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございました。そうするとあれですかね、県民となっているんですが、今の話だと、地域社会ということでしょうか。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。そろそろ終了時間が迫ってきていますが、改めて全体を振り返って、ご発言したいことがあれば。

○井田委員

確認だけなんですけど、この県民は、日本人ですか、外国人もこの中におりますか。

○山脇委員長

先ほどのご発言からは、この県民には、日本人も入るし、外国人も入ると思います。

○井田委員

この中身は、結構、日本人の県民の役割が中心なんですけど、実は外国人県民もいろいろ社会にもいろいろなことができるんだと思います。例えば、今、長野県の会社は、東南アジアに会社をつくっているんですよね。だから行く前には、例えばタイに行くんだったら、タイ語とか、タイの文化とか、教えて、結構、何か交流できるんだと思います。

○山脇委員長

この県民と書いていて、外国の文化や生活習慣などの理解、これは日本人のことを指しているのかなとも読めたりするんですが。日本人県民、外国人県民って分けたほうがいいか、それだと細かすぎるのか、この表記に工夫が必要だと私も思いました。そのあたりはいかがでしょうか。今、外国人県民の役割に注目して書いたほうがいいんじゃないかというご意見だったかと思います。

○井田委員

むしろこの県民の言葉に含めて、両方、日本人県民も、外国人県民もいるんですけど、できれば検討をお願いしたいです。

○山脇委員長

ありがとうございます。

○佐藤委員

すみません、今のピムテープさんのお話のほうで、タイの言葉をそういうふうに勉強するっていう機会、私、インドネシアの料理を趣味でやったり、先ほど征矢課長のほうからも、積極的にとらえというのがあって非常によかったとあったんですが。もう一步踏み込んで、この多様性を生かした豊かな地域のつていうような、例えば外国の方を巻き込むことで、日本全体がもっと元気になり、楽しくなり、本当に豊かになる。現実はいろいろな点で、大学生もいい仕事がないというので、豊かではないという結果で、実は東京へ行っ

てしまっています。それが現状ではあります。

ただ、住んでいる人がより活躍することで、本当に住んでいる人たちが豊かだなというふうと思うというような地域にしていくんだというふうな。多文化共生、もしくは移民という単語を使うと、すぐに貧しいというイメージ、もしくは危険というイメージが、とかく日本人は残念ながら非常にこうです。そうではなく、外国の方と一緒に生きることで、もしくは障がいのある方、高齢者と一緒に生きることで、豊かになるんだというような、明るい側面をこの指針に出せないか。それも最初に私がこれを見たときに、あまりかわりばえがしないと言ったのは、そういう明るさであったり、そういうものがあまり感じられない。失礼ながらちょっと行政っぽいというような印象が出ていたんです。多文化共生ではなく多文化協働だと、NPOとの協働なんですが、ともに走ろうという。そういうふうなものが、今、言われ始めていますけど。協働によって、やはり豊かに、幸せになっていくんだというふうな明るい面を、この長野県の指針は出してくれたらいいなというふうに思います。以上です。

○山脇委員長

ありがとうございます。そろそろまとめに入りたいと思うんですが、今日、まだご発言されていない委員の方、いらっしゃいますか。もしよかったら、全体の感想でも結構です。

○奥津委員

全体的に同じく聞いている中でも、本当に皆さんが自立を目指して社会参加を考えると、外国籍の方もそうなんですけれども、役割分担についての話の中で、佐藤先生がお話しした大学の役割に関しては、非常に興味が絶えないです。なぜかという、外国籍の中でも、県民には入ると思うんですが、積極的に社会に参加するとか、この県民の中に書いてある文化や生活習慣の理解も含めて、外国籍の方が自分の国で勉強したことを、日本にも生かすことは、非常に低いレートであり、日本語の勉強を相当しないと、自分で勉強したことを生かして何ができるかということは、やはりこの大学の役割にかかわることであり、役割だと思っています。そうすると、この県民のレベルとしてまだ低くても、自分で社会参加できるし、また市町村レベルやコミュニティの中でも、結構大学とか、学校に行きたい人はすごく多いんですね。外国籍の方も、勉強することによって知識を高めて、社会参加することによって、これで県の一員としても役割ができるんじゃないかなと思います。

また、その事業者の役割として、やっぱりスキルがある方対象にはあると思うんですが、スキルのない方も、ポテンシャルを発揮できるように育成するというのも必要かと思います。やっぱり外国籍の方に、きちんと日本のルール等も教えてあげなくちゃならないところもあるんだと思うんですね。この県民のレベルで、生活習慣などの理解は、外国籍の方に知識はあるにはあるんですけども、社会参加をすることによって、その習慣を生かして生きるのか、それともその習慣を省いてできるのかということとか、何のメリットが、デメリットがあるかちゃんと把握していただかないと、社会づくりというか、多文化共生において、どんな感じになるかなと思うんです。

○山脇委員長

ありがとうございました。今、役割分担の中で、大学については、外国人にも大学教育の機会を提供してほしいというご意見と、あとは企業が外国人の定着支援にも目配りしてほしいということだったのでしょうか。私はその話を伺って、愛知県で5年ぐらい前に外国人労働者憲章というのをつくっていて、そこで企業が労働関係法規を遵守することと、外国人の地域社会定着を支援するという憲章をつくったことを思い出しました。

それでは、あと残った時間で、また8ページから振り返ってみたいんですが、会議の前半に、基本目標の大もとのところの「多様性を活かしたしなやかな地域を創造します」、この「しなやかな」という用語に違和感があるというご発言が何人かの委員からあったんですが。この点は、ほかの委員の方はどうでしょうか。先ほどの佐藤さんのお話を伺っていると、「しなやかな」よりは「多様性を活かした豊かな地域を創造します」のほうがしっくりくるのかなと感じました。委員の皆様はいかがでしょう。これはあくまでも事務局の案なので、委員の皆さんがしっくりくるかこないかということが大事だと思いますが、どうでしょうか。

○返町委員

事務局さんのこの「しなやか」という言葉にいろいろな意味合い、思いを込めてつくられているかとは思いますが、私は「豊かな」で、再度、ご検討いただければ、一般的というか、多くの方がイメージできるのかなというふうに個人的には思います。

○山脇委員長

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがですか。これは、今日、結論を出さなくても、もう一回、会議がありますので、そこで最終的に決めるということでもいいのかなと思いますので、皆さんに考えていただきたいと思います。

それから9ページに関しては、この体系の中で、やはり前半に出た意見として、多文化共生の意識づくりというのは、最初の多様性を活かした地域の創造のほうに移したほうがいいのではないかというご意見や、真ん中にやはりある日本語学習の推進というのは、3番目の自立のほうに移して、さらにこのコミュニケーションとくっつけて、生活支援は切り離すというほうがいいのではないかというご意見があったかと思います。この点はいかがでしょう。

○佐藤委員

この点、私は賛成します。ただ、介護というのをこの柱のレベルでやはり入れていかなければ・・・

○山脇委員長

介護ですか。

○佐藤委員

介護、今日も話が出ているんですが。高齢者の方の介護、これは外国由来の方が高齢に

なり、同時に、今は現役の外国由来の方たちが介護のスキルを身につけて介護をするというふうな仕組みは、非常にうまく回っている。これはやはり県としても打ち出すんだという意味で、この柱のレベルで、何かこう、生活支援と一緒にするのがいいのか、全く別立てがいいのかは、いろいろ工夫は要るかと思うんですが。このレベルで介護というものは打ち出していいんじゃないかというふうに思います。

○山脇委員長

高齢者介護を、この主な施策のところではなくて、柱に位置づけたらどうかというご意見でしょうか。

○佐藤委員

生活支援と同レベル、これはその中に入れてしまうよりも、もっと重要度は高いんじゃないかというふうには考えます。いかがでしょうか。

○山脇委員長

もし生活支援を柱にするとすると、通常はその中の1項目ぐらいかなと思います。より高齢化を意識して、そこを強調してはどうかという、そういうご意見だったかと思います。ほかの委員の方、いかがですか。

○小池委員

確かにその高齢者問題というのものあるんですけども、私、ごめんなさい、これ、個人的な意見なんですけれども。生活支援の中の、柱の次の主な施策の中に、福祉っていう、福祉体制っていうくくりが一つ必要ではないかなというふうに思うわけなんです。その中に高齢者問題と、あとは要は障がい者というものも含めたものが必要ではないかと思えます。

○山脇委員長

はい、わかりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ほかの委員の方、ご意見ありませんか。今、高齢者福祉を入れるということについては、皆さん賛成のようですが、その位置づけとして、柱のところなのか、それとも施策のところ福祉として、その中の一つとして高齢者を位置づけたらどうかというような2つの意見がありました。ほかの方はどうですか。

○佐藤委員

結果的には福祉になるんですが、私はあまり福祉という単語をここで出すというのに、ちょっとためらいがあるのは、多くのいろいろな人が、福祉というと弱い者を助けるというふうに受け取る単語だと思うんですよ。その点は、むしろ具体的に介護というものをはっきり打ち出して、結果的にもその中に福祉は入るんですが。現実、必要なことは間違いないですが、市のレベルの施策で十分福祉というのはやらなければならないとはいえ、ちょっと、私も県の指針としていいのかどうか、ちょっとわからない。

○山脇委員長

いかがでしょうか。私の個人的な感想としては、通常だと介護ということは、一番右側のほうかなと思います。もし真ん中に入れるとすると、本当に何かそれを実際に施策の柱に位置づけるための具体的な事業があって、そこまで、骨組みというか、肉づけがされていけば、真ん中にするのもあり得るかなと思います。もしそこまでの想定がなければ、この3つの中で言えば、一番右なのかなというふうに感じています。そのあたり、事務局からコメントあればいただきたいと思います。

○事務局

その外国籍の皆さんのための高齢者の、例えば介護の問題であるとか、福祉の問題について、具体的な、今何をやっているかということはすぐわからないので、その点については、もう少しお時間をいただいて調べ、柱になるのかならないのか、あるいは事業だけなら事業だけという部分で一番右側でどうかということは、委員長とも相談させていただいて決めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山脇委員長

ありがとうございました。あと最後、10ページに関しては、大学あるいは専門学校というところの一つ、新たな主体とするご意見が出たかと思います。県民のところは、いろいろ意見が出たと思うんですが、これは、具体的な文章にして検討したほうが良いと思いますので、また次回、議論を続けることができればと思います。もし何かほかに、特にご発言したいというポイントがなければ、これをもちまして本日の審議を閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員

すみません、私ばかり発言して申しわけないです。1点、9ページに戻りまして、今日の最初の、冒頭の阿部知事の発言にもあったということなんですが、外国籍児童・生徒の学習支援、ここに事業、施策のところであります。県教委の姿勢として、今年の4月から始まっている特別の教育課程としての日本語というのに、非常に前向きとは言えない姿勢、やりたければ勝手にやるというふうなのが、県の教育委員会の姿勢です。

松本市教育委員会は、勝手にやるというので、必死になってやっています。おそらく松本市だけです。そういう点を県のほうからしっかり、特別な教育課程というのは、長野県としてはやるんだというふうなものをもし打ち出すことができれば、ぜひやっていただきたい。それは小学校・中学校にいる子どもたちを恐ろしく助けることになります。これだけのものが大変な努力の結果できたにもかかわらず、県のほうで後押しをしていない。これは県教育委員会ですね。後押しをしていないというので、飯田市さんでも、上田、佐久、長野市でも、おそらく市教委は動いていません。松本市だけです。それをこちらのほうで何か出せないか。

また子どもたちの国際感覚というふうなものの涵養というのもあるんですが、多文化共生の教育というふうな形でもはっきり書いていいんじゃないかというふうに思います。こ

れは大学で実際に大学生たちにこういう授業してみると、全く知りませんし、何で今まで教えてもらわなかったんだという声を大学生から聞くというように思います。子どもたちに、小学校で多文化共生の教育というふうな用語も使ってもいいんじゃないか。涵養というふうなきれいな言葉はあるんですが、よりもっと具体的で明るさが出る、そういうふうな指針にできればというふうに思いまして、発言させていただきました。

○山脇委員長

ありがとうございます。私も今の点に関しては賛成で、国際感覚とか国際理解というよりは、多文化共生ということ、この指針では打ち出してもいいのかなというふうに思っておりますが、申しわけありません、時間が来てしまいましたので、これを持ちまして、本日の議事を閉じたいと思います。それでは事務局にお返しします。

(2) 第3回会議開催スケジュールについて

○塩川企画幹

山脇委員長、ありがとうございました。それでは、最後に、次回の第3回でございますけれども、第3回の会議の日程をご相談させていただきたいと思います。事務局のほうで、第3回なんです、12月18日木曜日ということで、いかがでしょうかというご提案をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、第3回を12月18日とさせていただきたいと思います。

4 閉 会

○塩川企画幹

ほかに、委員の皆様から、何かご発言等ございますでしょうか。よろしいですか。ないようですので、以上を持ちまして、第2回の委員会を終了させていただきたいと思います。

先ほどの山脇委員長からお話がありましたように、第3回に向けまして、本日のいただいた多様なご意見を踏まえまして、事務局のほうで最終的な報告書という形でまとめさせていただいて、第3回でお示しをしたいと考えております。引き続き第3回までの間に、皆様方にご連絡をとらせていただく機会もあろうかと思っておりますので、その際はよろしくご協力をお願いいたします。

本日は、長時間にわたりまことにありがとうございました。